

水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査について

2025 年 5 月 16 日に国土交通省水管理・国土保全局水道事業課ならびに環境省水・大気環境局環境管理課から各都道府県水道事業者などに対して、水道施設における PFOS 及び PFOA の検出状況等を把握するための調査要請が出されました。

この調査要請は、2024 年 5 月 29 日付け事務連絡「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査について」による調査後の状況を把握するために、2024 年 10 月 1 日以降の水質検査結果等に関するフォローアップ調査となります。

都道府県においては、管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に、市及び特別区においては、管内の専用水道の設置者に確認し、回答様式に記入の上、管内の都道府県を通じて、2025 年 8 月 29 日までに国土交通省各地方整備局等に報告となります。調査結果については、取りまとめの上、公表される予定です。

特に、これまで PFOS 及び PFOA の水質検査を行っていない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対して、水道水に係る水質検査を早急に実施するように要請しています。

当社では水道水中の PFOS 及び PFOA の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 5 月 16 日付 事務連絡（国土交通省・環境省）](#)

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

[1. 公共用水域水質測定結果について\(令和 5 年度\)](#)

[2. 令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の一次公募について](#)

ストックホルム条約附属書 A への新規 POPs の追加決定について

2025 年 4 月 28 日～5 月 9 日に、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約（POPs 条約）の第 12 回締約国会議（COP12）が開催され、新たに「クロルピリホス」、「中鎖塩素化パラフィン(炭素数 14～17 までのものである塩素の含有量が全重量の 45%以上であるもの)」、「長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び LC-PFCA 関連物質(炭素数 9～21 までのもの)」が附属書 A へ追加することが決定されました。

表.ストックホルム条約附属書 A の追加物質と用途

物質名	主な用途
クロルピリホス	殺虫剤
中鎖塩素化パラフィン	金属加工油剤・難燃性樹脂原料等
長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び LC-PFCA 関連物質	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

※上記の物質の製造・使用が禁止されますが、一部の用途を除外する規定あり

今後、製造・使用等の廃絶に向けた取組みが、条約の下、国際的に協調して行われます。当社では製品の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社製品分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 5 月 13 日付 環境省報道発表資料](#)

[3. スtockホルム条約の附属書に追加された物質の適用除外の見直しについて](#)



消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 12 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)